

ぜんこく

いつせい

きゅうゆうせいほごほう

全国一斉旧優生保護法

そうだんかい

そうだんりょう むりょう

相談会（相談料無料）

べんごし

そうだん

う

弁護士がご相談をお受けします

ねん がつ

にち もく

じ

じ

2025年7月3日（木）10時～16時

でんわ

電話：0120-73-0008

ふあつくす

FAX：025-223-2269

めんだん

きぼう

かた

かきといあわ

さき

れんらくくだ

面談ご希望の方は下記問合せ先までご連絡下さい

きゅうゆうせいほごほう

ほんにん いし

はん

ふにんしゅじゅつ

う

旧優生保護法にもとづき、本人の意思に反して不妊手術などを受けさせられ

ひがいしゃ

お

さいばん

ねん がつみつか

さいこうさい

くに

たい

ひがいしゃ

た被害者が起こした裁判で、2024年7月3日、最高裁は、国に対し、被害者へ

そんがいばいしょう しはらい めい

はんけつ

う

せいてい

あら

損害賠償の支払いを命じる判決を下しました。これを受けて制定された新たな

ほしょうほう

ふにんしゅじゅつ

う

ひがいしゃほんにん

まんえん

はいぐうしゃ

まんえん

補償法は、不妊手術を受けた被害者本人に1500万円、配偶者に500万円

ほしょうきん

じんこうにんしんちゅうぜつ

う

ひがいしゃ

まんえん

いちじきん

しきゅう

の補償金を、人工妊娠中絶を受けた被害者には200万円の一時金を支給する

など ないよう

こと等を内容としています。

ひとり

おお

ひがいしゃ

じょうほう

とど

ひがいかいふく

きかい

あた

一人でも多くの被害者に情報が届き、被害回復の機会を与えられるよう、

そうだんかい

おこな

きゅうゆうせいほごほう

のぞ

ふにんしゅじゅつ

じんこうにんしんちゅう

相談会を行います。旧優生保護法のもと、望まない不妊手術や、人工妊娠中

ぜつ

う

かた

かぞく

ゆうじん

そうだんくだ

絶を受けた方・そのご家族・ご友人、どなたでもご相談下さい。

とうかい

じょうじ

かきといあわ

ばんごう

そうだん

う

つ

（当会では常時、下記問合せ番号で相談を受け付けています。）

しゅ

さい

にいがたけん

べんご

し

かい

主 催：新潟県弁護士会

といあわ

でんわ

ふあつくす どうじょう

問合せ：電話 025(222)5533

FAX 同上